

完了後の事後評価

(直轄事業)

【河川事業】

➤ 雄物川上流消流雪用水導入事業（湯沢地区）	1
➤ 雲出川特定構造物改築事業（近畿日本鉄道新中村川橋梁）	3
➤ 木曽川上流特定構造物改築事業（犀川統合排水機場）	5
➤ 斐伊川直轄河川改修事業（斐伊川放水路）	7
➤ 姫川総合水系環境整備事業	9
➤ 安倍川総合水系環境整備事業	11
➤ 利根川総合水系環境整備事業（渡良瀬遊水池）	13
➤ 利根川総合水系環境整備事業（利根川河口堰多自然魚道）	15
➤ 利根川総合水系環境整備事業（藺原ダム）	17

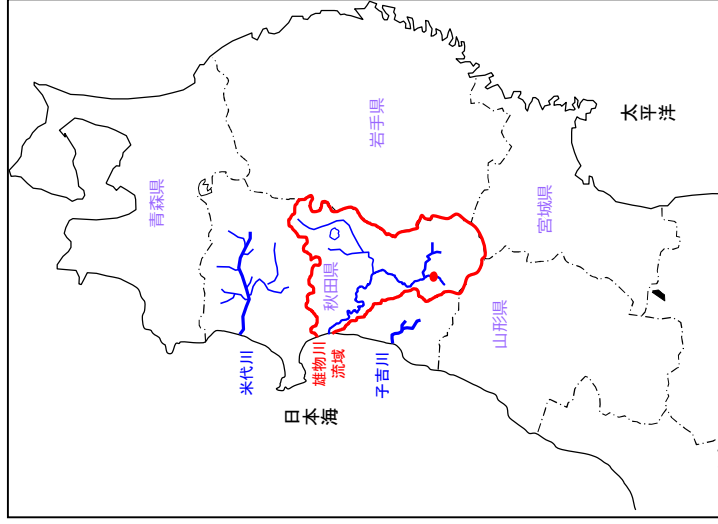
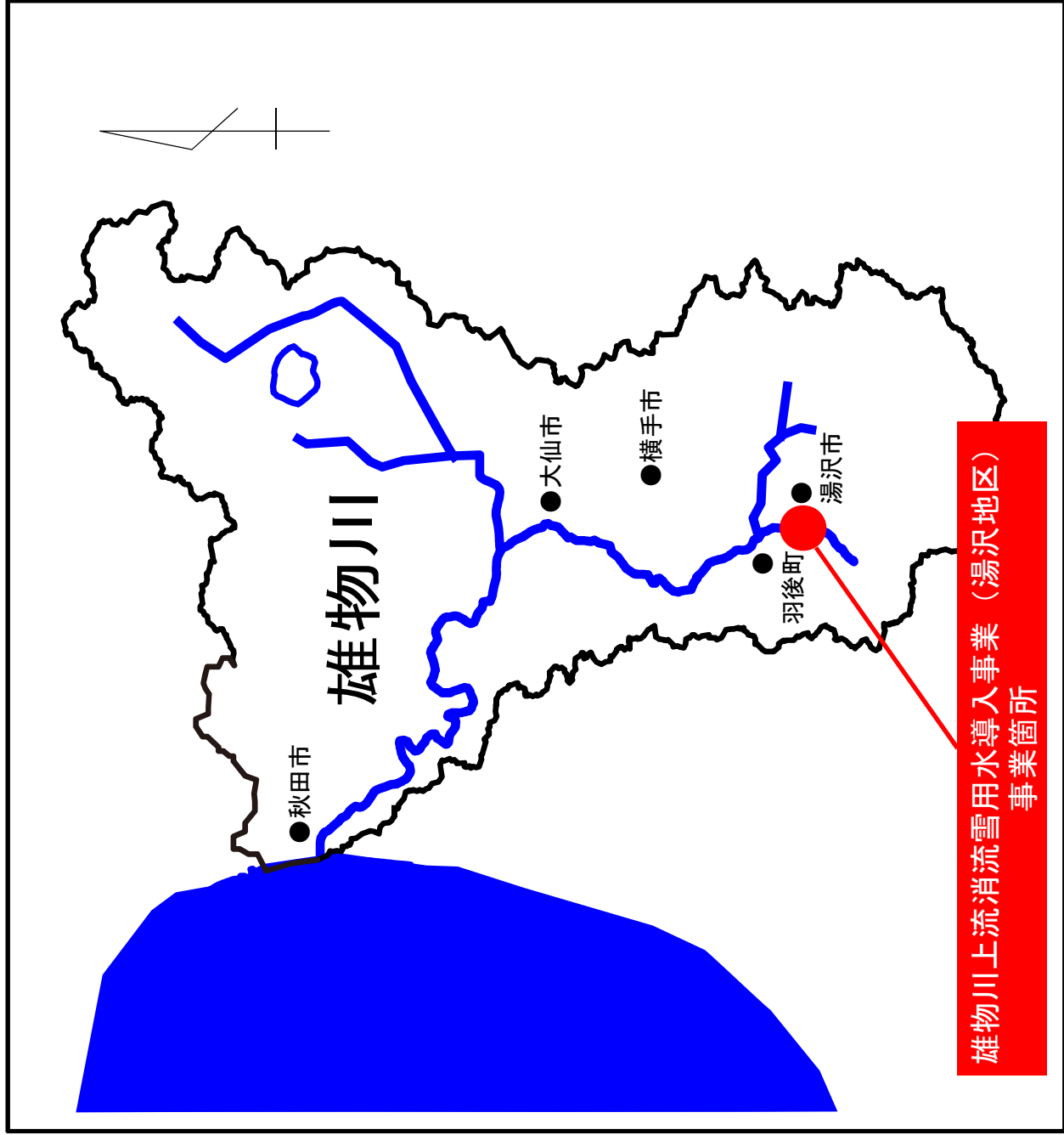
【ダム事業】

➤ 大滝ダム建設事業	19
➤ 大山ダム建設事業	21

<完了後の事後評価>

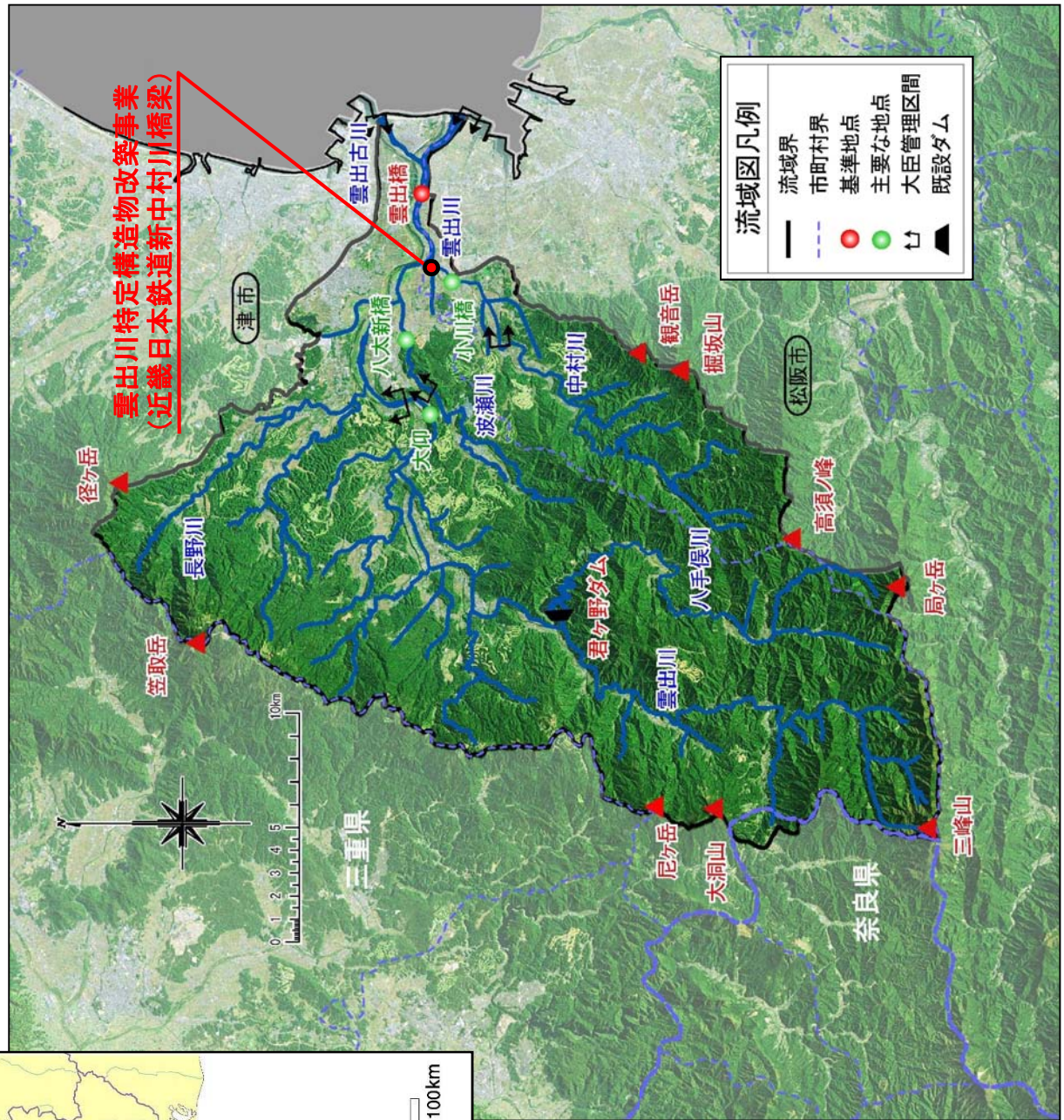
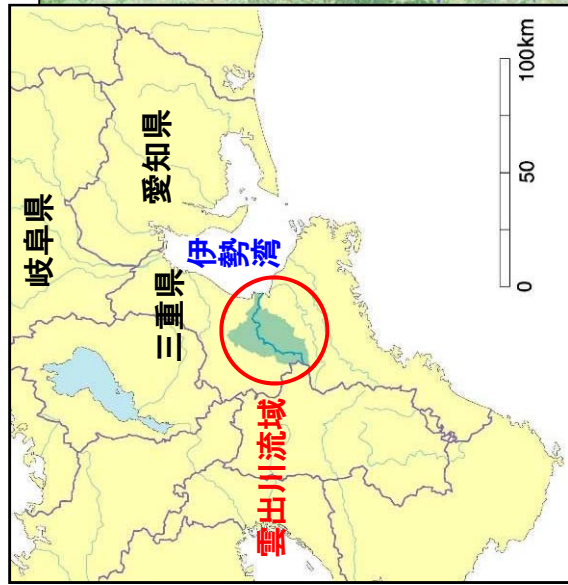
事業名 (箇所名)	雄物川上流消流雪用水導入事業(湯沢地区)			担当課 担当課長名	東北地方整備局河川環境課 平山 孝信		事業 主体	東北地方整備局		
実施箇所	秋田県湯沢市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の 諸元	揚水機場 3箇所、導水路 2,230m、着水槽 3箇所、機械設備 3箇所、電気設備 3箇所									
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成24年度						
総事業費 (億円)	採択時	約25		完了時	約20					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・湯沢地区は、特別豪雪地帯に指定されており、冬期の積雪によって、家屋・宅地の除排雪作業、道路交通の阻害、河道の閉塞などにより、住民の生活に大きな支障をきたしていた。 <達成すべき目標> ・冬期に安全で快適な生活を営むことができるよう、一級河川雄物川から市街地を流れる松沢川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
便益の主な 根拠	受益世帯数:3,737世帯 受益面積 :323.7ha									
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	155	総費用	24	6.6	131	-	平成19年度	
	事後	総便益	502	総費用	29	17.2	473	41.0	平成29年度	
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成29年度							
	B:総便益 (億円)	502	C:総費用 (億円)	29	全体B/C	17.2	B-C	473	EIRR (%)	41.0
事業の効果 の発現状況	・消流雪用水の導入により、市内の小河川の河道閉塞が解消され、流雪溝の排雪能力も向上し、歩行空間の確保や除雪労力の負担軽減が図られた。									
事業実施に よる環境の 変化	・特になし									
社会経済情 勢等の変化	・湯沢市の人口は年々減少傾向にあり、一方で高齢化率は増加している。消流雪用水の導入により高齢化による除排雪作業の負担軽減が図られる。また、高齢化による除排雪作業の負担を軽減するため地域ではボランティア隊が結成されている。									
今後の事後 評価の必要 性	・消流雪用水導入事業により、市内の小河川の河道閉塞が解消され、流雪溝の排雪能力も向上したほか、除雪労力の軽減などの効果も聞かれていることから、本事業は事業当初の目的に対して効果が発現しており、今後の事業評価の必要性はない。									
改善措置の 必要性	・現時点で、消流雪用水導入事業の効果は確認されているが、今後も関係機関が連携して事業効果の発現向上に取り組む。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。									
対応方針	・対応なし									
対応方針理 由	・現時点では、消流雪用水導入事業の効果が確認されているため、今後の事後評価の必要性、また改善措置の必要性はない。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 改善措置及び、今後の事後評価の必要性はない。									

事業箇所位置図 雄物川上流消流雪用水導入事業（湯沢地区）

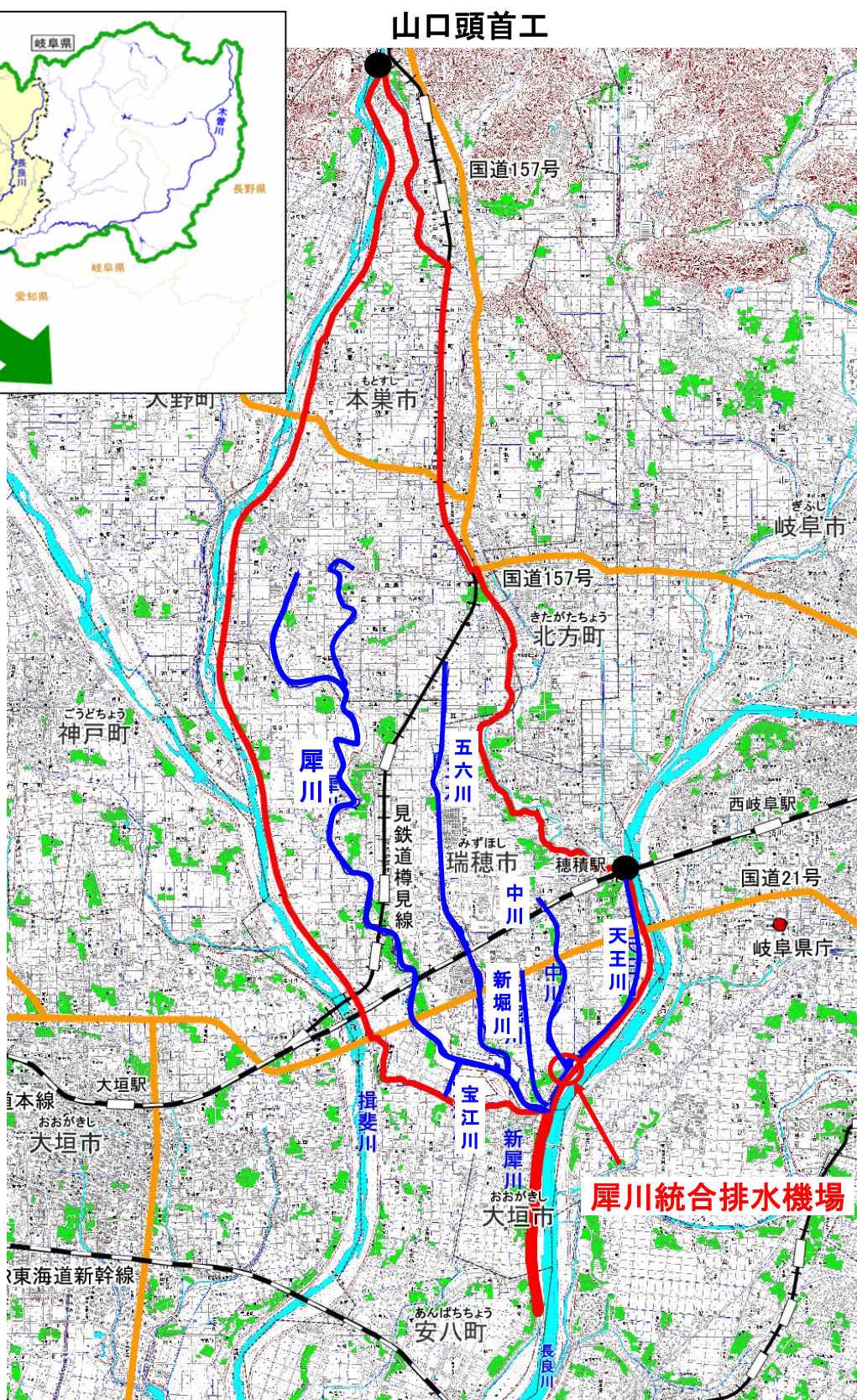


事業名 (箇所名)	雲出川特定構造物改築事業(近畿日本鉄道新中村川橋梁)			担当課	河川計画課		事業 主体	中部地方整備局	
				担当課長名	栗林 孝典				
実施箇所	三重県松阪市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業 の諸元	橋梁改築、築堤護岸、河道掘削								
事業期間	事業採択	平成14年度	完了	平成24年度					
総事業費 (億円)	採択時	約50		完了時	約98				
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景等> 雲出川支川中村川は、戦後最大洪水である昭和57年8月洪水による甚大な被害を受け、堤防整備を中心とした改修事業を行い、一定の効果を発現しているところである。一方、改築が必要な横断工作物が多く存在し、流下能力を阻害していることから、十分な河積確保には至っていない。 とりわけ中村川下流部に位置する近鉄連絡線新中村川橋梁付近の河積不足は著しく、河積確保に向けて、桁下高不足や橋脚根入れ不足である既設橋梁の改築、雲出川合流点から既設橋梁付近までの河道掘削(0.0k～1.0k)が必要である。 <達成すべき目標> 本事業は、当該区間の流下能力向上に必要となる事業のうち、新中村川橋梁の改築を行うことで洪水被害の軽減に向けた整備を行うものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減。 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。								
便益の主 な根拠	年平均浸水軽減戸数 :258戸 年平均浸水軽減面積 :90ha								
事業全体 の 投資効率 性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C(億円)	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	449	総費用	47	9.5	402	—	平成14年度
	事後	総便益	727	総費用	138	5.3	588	15.9	平成29年度
事業全体 の投資効 率性	基準年度		平成29年度						
	B:総便益 (億円)	727	C:総費用 (億円)	138	全体B/C	5.3	B-C	588	EIRR (%)
事業の効 果の発現 状況	想定した洪水による氾濫被害は、浸水面積約970ha、浸水区域内人口約6,000人、浸水世帯数約2,300世帯となり、整備を実施することで氾濫被害は解消される。								
事業実施 による環 境の 変化	雲出川特定構造物改築事業(近畿日本鉄道新中村川橋梁)に伴う自然環境への影響は特に認められない。								
社会経済 情勢等 の 変化	本事業の実施箇所周辺に位置する伊勢中川駅周辺の人口は、本事業が採択された平成14年度以降増加し近年では横ばいである。また、氾濫域内における鉄道や国道などの交通網の利用者数も増加しており、土地利用では建物用地が増え、地域は発展している状況にある。								
今後の事 業評価の 必要性	事業完了以降に発生した洪水に対しても、浸水被害は発生していない。また、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分に見込まれることから、今後の事後評価の必要性はないと考える。								
改善措 置の 必要 性	事業完了以降に発生した洪水に対しても、浸水被害は発生していない。また、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分に見込まれることから、今後の改善措置の必要性はないと考える。								
同種事業 の計画・調 査のあり方 や事業評 価手法の 見直しの必 要性	事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はないと考える。								
対応方針	対応なし								
対応方針 理由	事業効果の発現状況から、再度の事後評価の必要性はない。 事業効果の発現状況から、事後評価制度に基づく改善措置の必要性はない。								
その他	【第三者委員会の意見・反映内容】 対応方針(案)は妥当と判断する。								

概要図(位置図)



事業名 (箇所名)	木曽川上流特定構造物改築事業(犀川 統合排水機場)			担当課	河川計画課			事業 主体	中部地方整備局			
				担当課長名	栗林 孝典							
実施箇所	岐阜県瑞穂市											
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業 の諸元	犀川第一排水機場及び犀川第二排水機場を統合し、犀川統合排水機場に改築											
事業期間	事業採択	平成15年度	完了	平成24年度								
総事業費 (億円)	採択時	約56			完了時	約68						
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> 既設の流末排水機場のうち、犀川第一排水機場は52年、犀川第二排水機場は38年を経過(平成15年時点)し、老朽化により排水能力が著しく低下するとともに、長良川右岸堤防内に設置されており、現在の河川構造令に適合しておらず、対策が必要であった。											
	<達成すべき目標> 犀川流域の内水被害軽減を目的として、犀川第一排水機場、犀川第二排水機場を統合し、排水量18.4m ³ /sの犀川統合排水機場に改築を行うもの。											
	<政策体系上の位置づけ> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な根拠	年平均浸水軽減世帯数: 511戸 年平均浸水軽減面積 43ha											
事業全体 の 投資効率 性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C(億円)	EIRR(%)	基準年			
	当初	総便益	272	総費用	50	5.5	222	—	平成15年度			
	事後	総便益	1,538	総費用	123	12.5	1,415	24.7	平成29年度			
事業全体 の投資効 率性	基準年度		平成29年度									
	B:総便益 (億円)	1,538		C:総費用 (億円)	123	全体B/C	12.5	B-C	1,415	EIRR (%)	24.7	
事業の効 果の発現 状況	年超過確率約1/40規模(昭和36年6月洪水)の洪水により想定される内水氾濫被害は、浸水面積約670ha、浸水家屋数約7,200世帯であり、整備を実施することで内水氾濫被害は浸水面積約620ha、浸水家屋数約6,500世帯に軽減される。											
事業実施 による環境 の変化	木曽川上流特定構造物改築事業(犀川統合排水機場)に伴う自然環境への影響は特に認められない。											
社会経済 情勢等 の変化	犀川流域の内水氾濫域に位置する本巣市・瑞穂市・大垣市・北方町は人口約27万人で、犀川が長良川に合流する内水氾濫域は近年において住宅化が進行している。犀川統合排水機場事業が着手された平成15年度以降、人口はやや増加し近年では横ばいである。土地利用では建物用地が増え、地域は発展している状況にある。											
今後の事業 評価の 必要性	本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分に見込まれることから、今後の事後評価の必要性はないと考える。なお、事業完了後には計画規模の降雨が発生しておらず、床上浸水は発生していない。											
改善措置 の必要性	本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分に見込まれることから、今後の改善措置の必要性はないと考える。なお、事業完了後には計画規模の降雨が発生しておらず、床上浸水は発生していない。											
同種事業 の計画・調 査のあり方 や事業評 価手法の 見直しの必 要性	事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はないと考える。											
対応方針	対応なし											
対応方針 理由	事業効果の発現状況から、再度の事後評価の必要性はない。 事業効果の発現状況から、事後評価制度に基づく改善措置の必要性はない。											
その他	【第三者委員会の意見・反映内容】 対応方針(案)は妥当と判断する。											

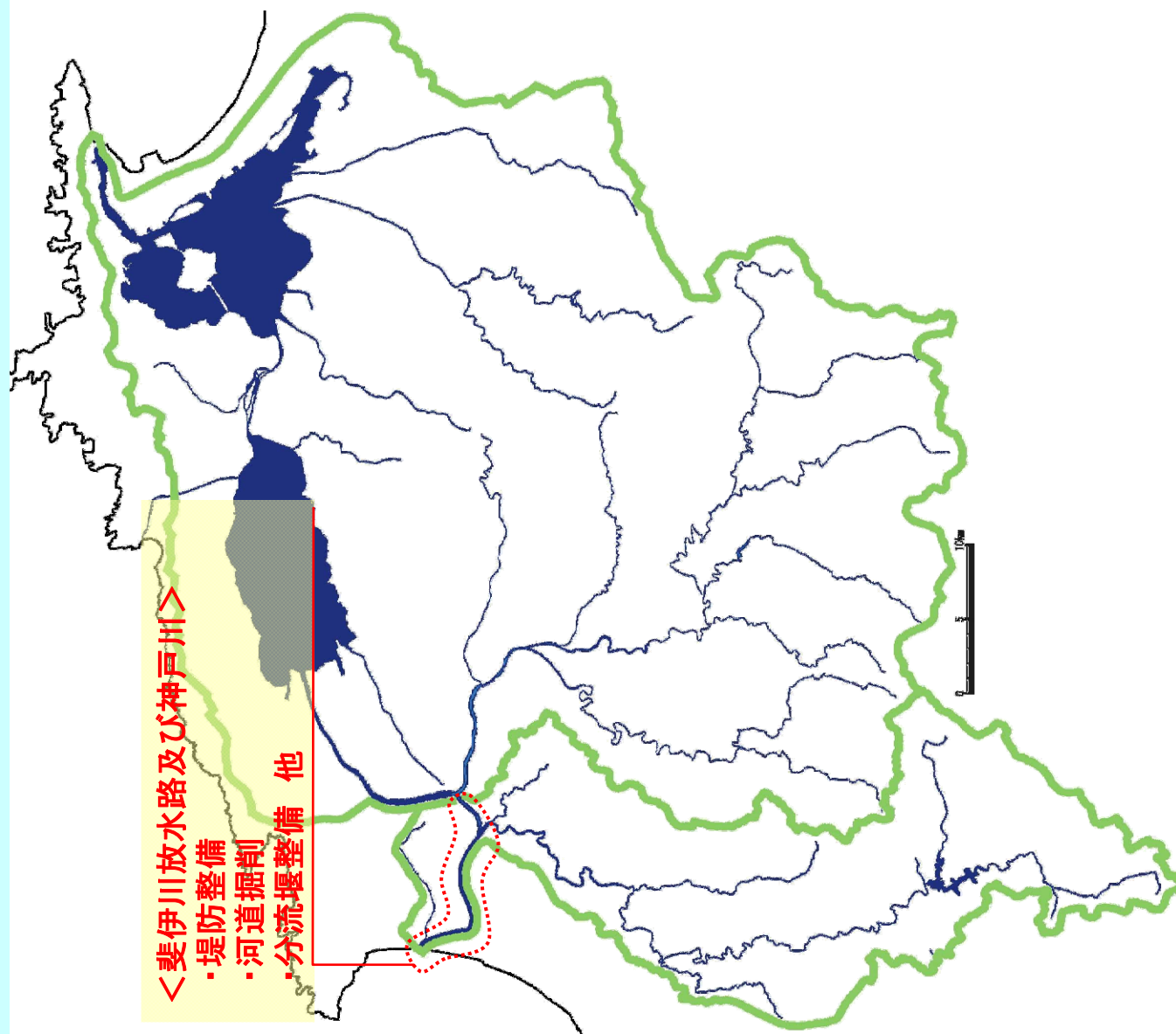
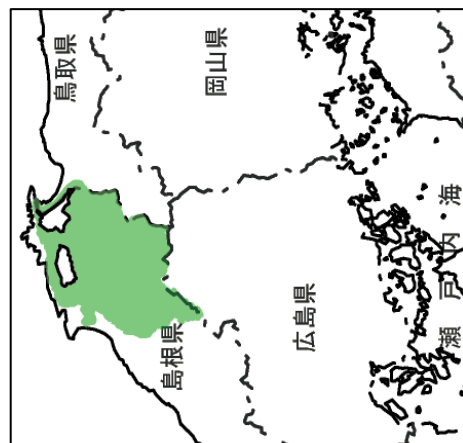


犀川統合排水機場 位置図

<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	斐伊川直轄河川改修事業(斐伊川放水路)			担当課	中国地方整備局 河川計画課		事業 主体	中国地方整備局			
				担当課長名	千野 貴彦						
実施箇所	島根県出雲市大社町から馬木町及び上塩冶町から大津町										
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
主な事業の 諸元	施工延長:L=13.1km 掘削:V=11,000千m3、築堤:L=約4,500千m3、分流工:1箇所、橋梁:22橋、 堰・水門:2箇所、揚排水機場:5箇所、樋門・樋管:30箇所、 家屋補償:437戸、用地買収:322ha 等										
事業期間	事業採択	昭和56年度	完了	平成24年度							
総事業費(億円)	採択時	約2,500		完了時	約2,436						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・斐伊川水系は、下流に日本海との水位差の小さい中海・宍道湖を抱え、斐伊川本川の河床は、周辺の地盤高より高い天井川となっている。ひとたび洪水による氾濫が生じた場合には、宍道湖周辺の低地では浸水が長時間続き、その氾濫域は広大な面積となり被害は甚大である。 ・斐伊川放水路は、斐伊川本川下流部の天井川部分、及び宍道湖へ流入する流れを減らすため、斐伊川本川の流量を分派し、隣り合う神戸川と一体的な治水整備を実施し、水系の一体的な治水安全度の向上に寄与するものである。 <達成すべき目標> ・斐伊川放水路により、斐伊川本川の流量を分派し、斐伊川本川下流部の天井川部分及び宍道湖へ流入する流れを減らし、隣り合う神戸川と一体的な治水整備を実施、水系の一体的な治水安全度の向上に寄与する。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な 根拠	年平均浸水軽世帯数:4,333世帯 年平均浸水軽減面積:186,831ha										
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年		
	当初	総便益	-	総費用	-	-	-	-	-		
	事後	総便益	10,763	総費用	5,329	2.0	5,434	6.4	平成29年度		
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成29年度								
	B:総便益 (億円)	10,763	C:総費用(億円)		5329	全体B/C	2.0	B-C	5,434	EIRR (%)	6.4
事業の効果 の発現状況	・放水路運用開始後、平成29年10月末までに6回の分流実績があり、分流後の斐伊川本川、宍道湖で洪水時の水位低下が確認できた。 ・神戸川では、浸水被害が発生した昭和47年7月洪水の流量を超える平成18年7月洪水において、堤防嵩上げや拡幅工事の進捗により浸水被害を大幅に軽減することができた。										
事業実施に よる環境の 変化	・多自然川づくりの取り組み等により事業実施後も多様な動植物の生育・生息環境が保全されている。										
社会経済情 勢等の変化	・斐伊川放水路事業着手以降、斐伊川と神戸川に挟まれた出雲市内で市街地が拡大しており、河川沿いの工業団地では分譲売売となっている。 ・斐伊川放水路事業の着手時から完成時までの経年変化をみると、松江市・出雲市では世帯数は増加傾向、人口、従業員数は増加もしくは横ばいで推移している。 ・斐伊川放水路事業により整備された河川空間で地域主催のイベントが1年を通じて開催されている。										
今後の事後 評価の必要 性	・事業完了後に発生した洪水に対する放水路の運用実績並びにシミュレーション結果において、事業目的に見合った事業効果の発現が確認されている。河川における多様な動植物の生育・生息環境も保全され、大きな社会情勢の変化もなく、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえると当該事業の重要性は高く、今後の事後評価の必要性はないものと考ええる。 ・なお、本事業で整備した河川や河川管理施設等については、変状をモニタリングし適切に管理・対応していく。										
改善措置の 必要性	・事業完了後に発生した洪水に対する放水路の運用実績並びにシミュレーション結果において、事業目的に見合った事業効果の発現が確認できることから、改善措置の必要性はないと考える。										
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・今後、同様な事業にあたっては、広大な河川空間の有効利用について計画段階より関係自治体等と連携強化に努める必要がある。										
対応方針	・対応なし										
対応方針理 由	・事業効果の発現が確認されており、今後の事後評価、改善措置の必要性はない。										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・妥当である										

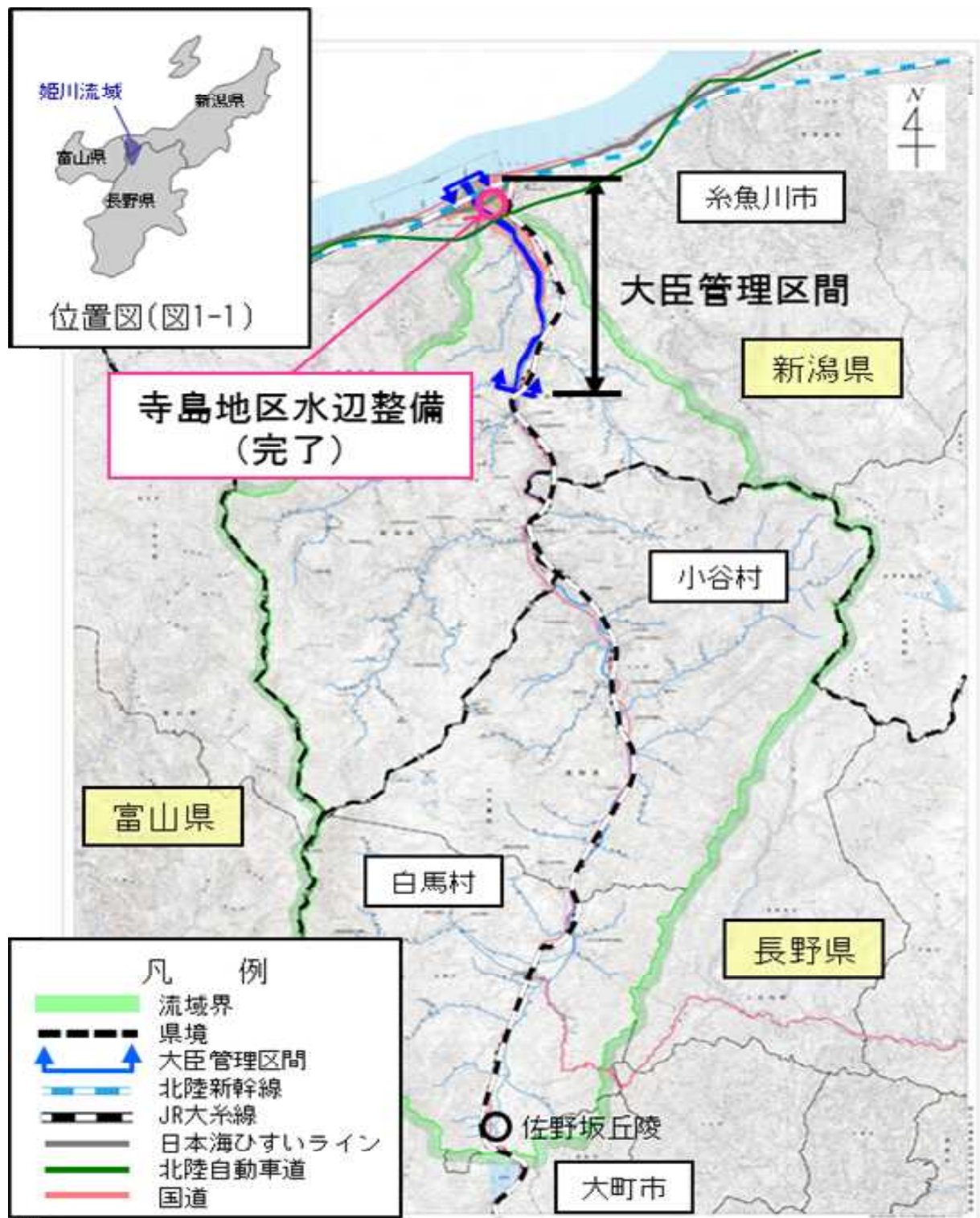
事業評価対象事業（斐伊川放水路）



<完了後の事後評価>

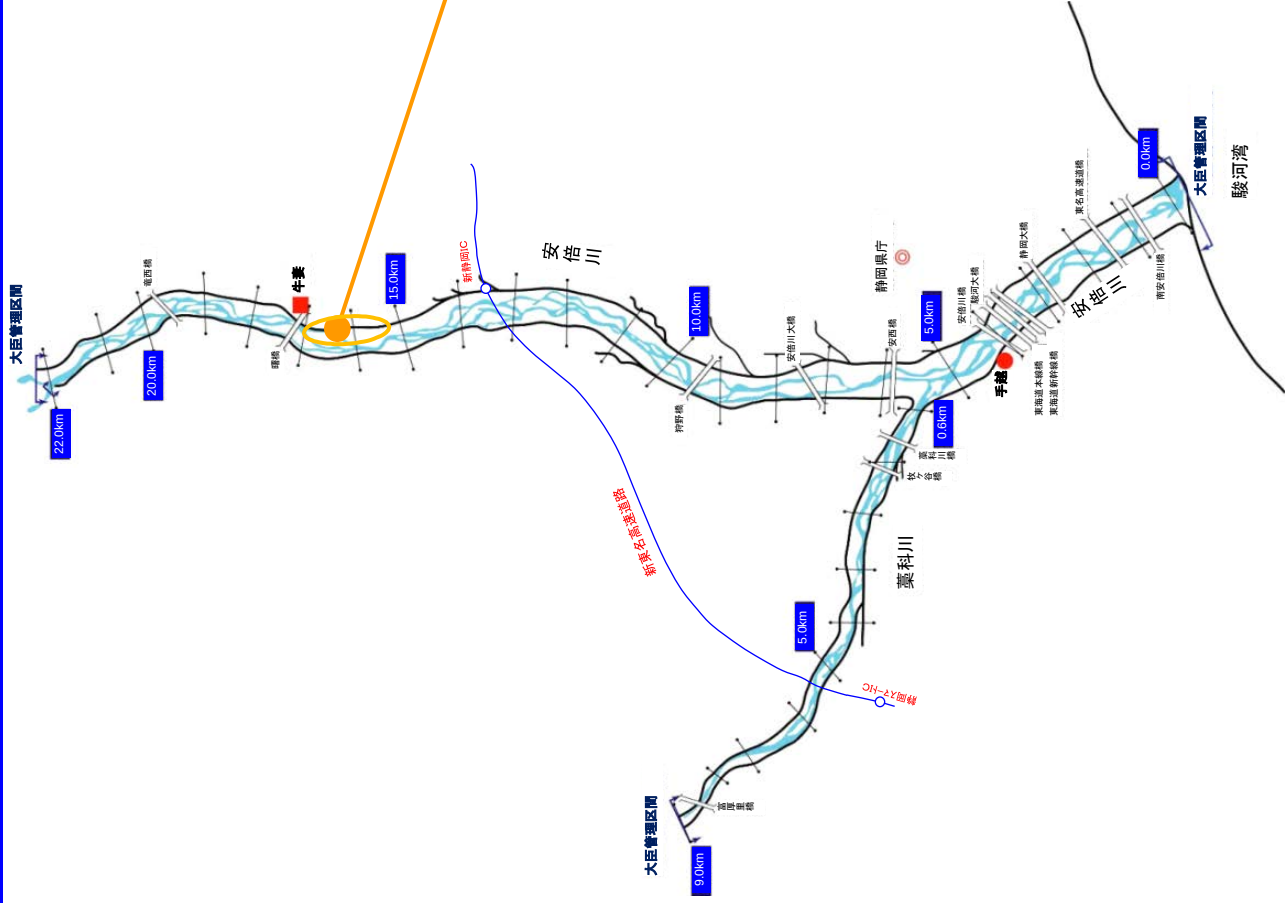
事業名 (箇所名)	姫川総合水系環境整備事業			担当課 担当課長名	北陸地方整備局河川計画課 秩父 宏太郎		事業 主体	北陸地方整備局		
実施箇所	新潟県糸魚川市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の 諸元	河川敷広場、緩傾斜堤防・階段、管理用通路									
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成24年度						
総事業費(億円)	採択時	約6.2		完了時	約4.3					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・姫川の寺島地区は、糸魚川市の中心市街地に隣接し、日頃から自然・水辺のふれあいやスポーツ・レクリエーション活動の場として利用されており、拠点としての整備が望まれている。 ・平成21年度「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」の認定を踏まえ、石の標本展示や水防工法展示など、自然・防災の学習の場及び交流人口の拡大・地域活性化の拠点として「寺島地区かわまちづくり」計画が申請された。 <達成すべき目標> ・「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」の認定を踏まえ、石の標本展示や水防工法展示など、自然・防災の学習の場及び交流人口の拡大・地域活性化の拠点として「寺島地区かわまちづくり」計画に基づき、糸魚川市と連携して良好な水辺空間の整備を図る。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標：良好な水環境、水辺空間の形成、水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する。									
便益の主な 根拠	支払意思額:371円/月/世帯、受益世帯数:13,667世帯									
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	87	総費用	6.4	13.6	81	29.1	平成19年度	
	事後	総便益	15	総費用	6.5	2.3	8.7	8.7	平成29年度	
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成29年度							
	B:総便益 (億円)	15	C:総費用(億円)	6.5	全体B/C	2.3	B-C	8.7	EIRR (%) 8.7	
事業の効果 の発現状況	・緩傾斜堤防・階段や桜づつみ、河川敷広場、姫川ふれあい石公園等の整備により、レクリエーション、環境学習等により日常的な学習や交流、憩いの場として利用されている。									
事業実施に よる環境の 変化	・事業前に比べて年間利用者数が増加しており、今後も利用が期待される。									
事業実施に よる環境の 変化	・事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題は認められない。									
社会経済情 勢等の変化	・事業着手時から人口は減少傾向にあるが、世帯数は横ばいであり、事業実施に伴う大きな社会的変化はないものと考えられる。									
今後の事後 評価の必要 性	・事業が完了し、日常的な利用がなされている。									
改善措置の 必要性	・費用便益比(B/C)は2.3で投資効果も確認されており、今後の事業評価の必要性はないものと考えられる。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・河川管理者及び糸魚川市による適切な管理を行うとともに、平常時の巡視点検や、河川空間利用実態調査により、今後も事業効果を把握していくため、改善措置の必要はないものと考えられる。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・今後、同種事業(水辺整備)を実施する際は、より一層、定量的な事業効果の把握に努める。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・事業評価手法そのものの見直しは必要ないものと考えられる。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・今後もCVMによる評価実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じて改善を図っていく。									
対応方針	・対応なし									
対応方針理 由	・投資効果が確認されており、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・今後の事後評価および措置の必要性、事業評価手法の見直しの必要性はないものと判断する。									

姫川総合水系環境整備事業



事業名(箇所名)	安倍川総合水系環境整備事業		担当課	河川環境課	事業主体	中部地方整備局			
			担当課長名	小野 秀樹					
実施箇所	静岡県静岡市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年間以内)が経過した事業								
事業諸元	水辺整備事業 1式								
事業期間	事業採択	平成17年度		完了	平成26年度				
総事業費(億円)	採択時	約 6.6		完了時	約 6.9				
目的・必要性	〈解決すべき課題・背景〉 関係機関と連携し、利便性、安全性を向上させる施設整備により河川環境教育の場のさらなる利活用の推進を図り、賑わいの創出や地域振興・活性化を目指す。 (牛妻地区水辺整備) 牛妻地区は、静岡市都市計画マスタープラン(平成18年策定)に基づいた、自然豊かな安倍川と当該地区の有する寺社や史跡等、歴史性のある施設を活かしたまちづくりとあわせて地元団体による環境教育活動が継続されており、水辺の楽校による整備のニーズが高く、利用の安全性・河川管理の効率化を確保するため、緩傾斜堤防、階段、高水敷等の整備を行い、平成26年度に事業を完了した。(現在供用中) (伝馬町新田地区) 伝馬町新田地区の上下流につながる高水敷は、静岡市のスポーツ公園として占用され活発に利用されている。 高水敷を流れる秋山川等の水辺空間を活かした水辺整備へのニーズが高まっており、安全な利活用・河川管理の効率化を確保するため、階段、高水敷等の整備を行う計画であったが、地域が主体となった協議会の設立、かわまちづくり計画の策定等に至らなかったため、当面まちづくりと一体となった水辺空間の創出に向けた事業実施の目処が立たないことから計画変更し、とりやめることとした。 (森横地区) 森横地区は、静岡県指定名勝“木枯の森”が河道内にあり、その河川景観が周辺住民から親しまれ、水遊びや散策に利用されている。 森横地区は静岡市都市計画マスタープラン(平成18年)において「地域の潤い拠点」と位置づけられ、木枯の森等を活用した整備ニーズが高まっており、利用の安全性・河川管理の効率化を確保するため、階段、高水敷等の整備を行う計画であったが、地域が主体となった協議会の設立、かわまちづくり計画の策定等に至らなかったため、当面まちづくりと一体となった水辺空間の創出に向けた事業実施の目処が立たないことから計画変更し、とりやめることとした。 〈達成すべき目標〉 緩傾斜堤防や階段の整備、高水敷整備などを実施することにより、親水やレクリエーションの場、地域活動の場、地域振興の場などとして安全に利活用できる水辺空間の形成を図る。 〈政策体系上の位置付け〉 ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現。 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する								
便益の主な根拠	【内訳】 ・水辺空間整備の効果による便益:28億円 【主な根拠】 ＜水辺整備事業＞ (牛妻地区水辺整備) 支払い意志額:130円/月・世帯 受益世帯数:67,795世帯								
事業全体の投資効率性		B:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C	B-C	EIRR(%)	基準年度
	当初	11		5.0		2.1	5.7	—	平成17年度
	事後	28		12		2.3	16	9.2	平成29年度
事業効果の発現状況	(牛妻地区) ・地域の方々による環境教育活動が取り組まれる等、多くの方に利活用されており、県内外から毎年2万人程度が訪れている。なお、活動等については、マスコミ等に取り上げられている。 ・河川協力団体により施設環境が良好に保たれ、河川管理の効率化が図られるとともに、地域の賑わいと憩いの場として利用されている。 ・牛妻地区周辺施設では、平成21年度に水辺の楽校がスタートする前と比べ利用者数が2万7千人増加、売上額は約4千万円増加しており、平成22年度以降もその効果は継続されている。								
事業実施による環境の変化	(生活環境・利用環境) ・事業完了後は事業箇所周辺における河川空間の年間利用者数が約2万6千人から1万人以上増加するなど、散策などでより安全に日常利用されている。特に夏場には環境学習(うしづま水辺の楽校)で毎年約2万人が利用するなど、多くの方に利用される空間となり、事業箇所周辺の施設利用者数は、約2万7千人増加している。 ・安倍川全体では、河川敷が散策やスポーツ、環境学習、親水、憩いの場として広く利用され、年間では250万人程度の方々にご利用されつつげられている。 (自然環境) ・事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化はなく、問題及び指摘はない。 ・水質は良好であり、4年連続水質が最も良好な河川となっている。(平成28年度水質調査結果)								
社会経済情勢等の変化	・事業完了後は、事業箇所周辺の施設における売り上げは約4千万円増加している。 ・近年、静岡市の人口、世帯数ともに大きな変化は見られない。 ・流域は、静岡県の県庁所在地である静岡市街地が発達し、東名高速道路やJR東海道新幹線等、日本経済の基盤をなす重要交通網が集中しており、平成24年度に供用開始された新東名高速道路により更なる交通網の発展が遂げられている。								
今後の事後評価の必要性	・環境整備事業における「水辺整備」は、地域と連携して進めていく事業であり、現時点では地域からの新たなニーズはない。 ・河川空間の利活用状況や整備が完了した事業箇所の目的に対する効果発現状況から、現時点では再度の事後評価の必要はない。								
改善措置の必要性	・現時点では、整備した施設等に改善措置の必要性はない。 ・今後も沿川住民、利用者等の意見把握に努め、関係自治体と連携し、必要に応じて改善措置を行う。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・当該事業に係る事業評価手法については妥当と考えられる。								
対応方針	・対応なし								
対応方針理由	・目的とした事業効果を発現しており、改めて事後評価を実施する必要はない。								
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ ・対応方針(案)は妥当と判断する。								

安倍川総合水系環境整備事業 概要図



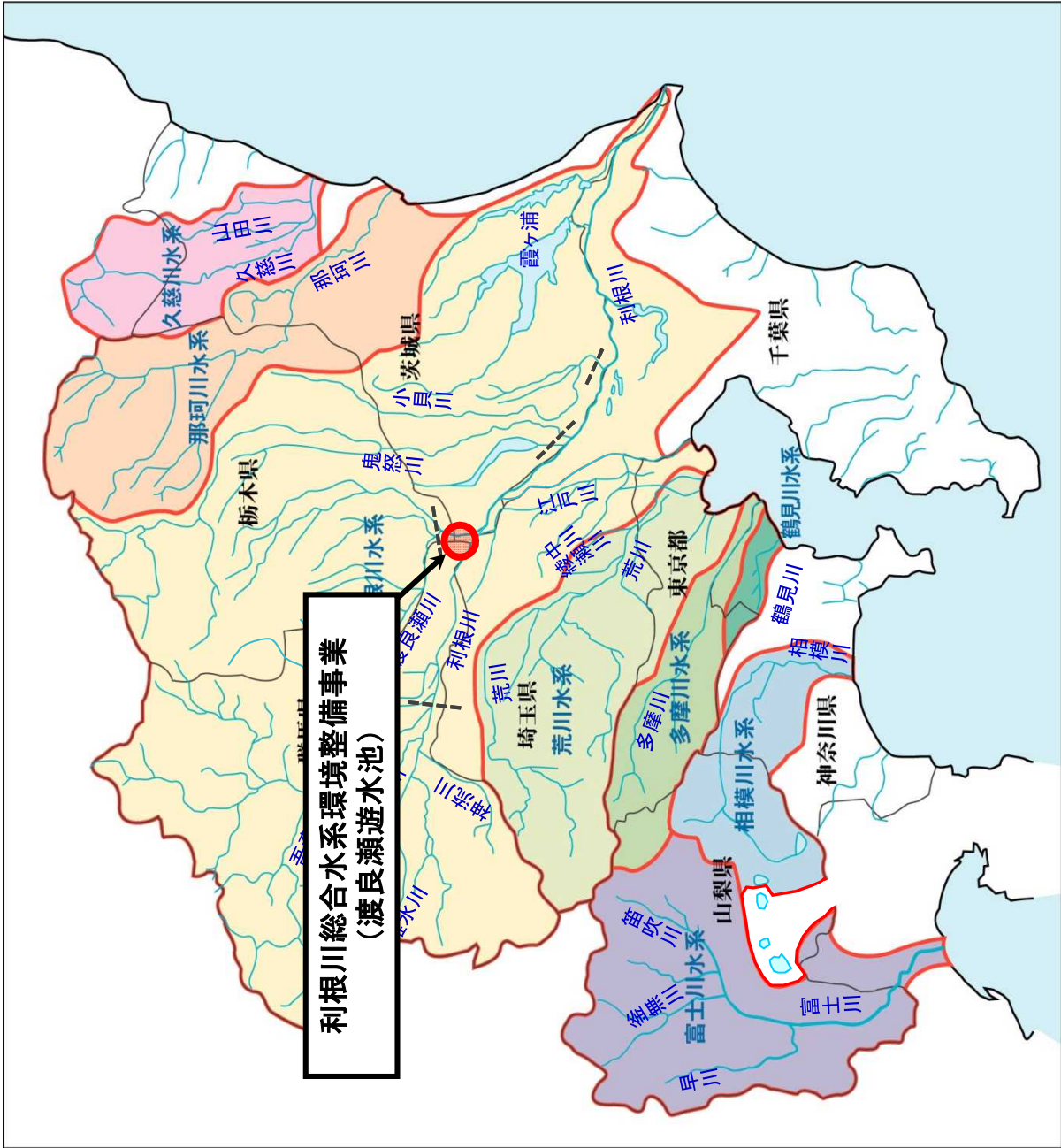
牛妻地区水辺整備



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	利根川総合水系環境整備事業(渡良瀬遊水池)			担当課	河川部 河川管理課	事業 主体	関東地方整備局		
				担当課長名	小宮 秀樹				
実施箇所	栃木県栃木市・野木町、群馬県邑楽郡板倉町、埼玉県加須市、茨城県古河市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業の 諸元	干し上げ、排水ポンプ改良、分離堤嵩上げ								
事業期間	事業採択	平成17年度	完了	平成24年度					
総事業費(億 円)	採択時	約22	完了時	約4.9					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・渡良瀬遊水池は栃木、群馬、埼玉、茨城4県にまたがる、日本で最大の治水容量を持つ遊水池である。 ・遊水池内の渡良瀬貯水池(谷中湖)では、散策・釣り・水遊び等のレジャー利用が多く、ウインドサーフィンのような水面利用も実施されている。 ・渡良瀬遊水池の利用者数は増加傾向にあり、平成27年度の利用者はイベント等も含めて、約117万人に達している。 ・貯水池のカビ臭発生により、貯水池周辺の地域住民や、散策・釣り・水遊び等のレジャー利用者にも悪影響を与えており、水質改善が要望されてきた。 <達成すべき目標> ・渡良瀬貯水池におけるカビ臭の抑制を目的に、貯水池水位低下(干し上げ)を実施するために必要な施設を構築(既存施設の改良)するものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標:良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する。								
便益の主な 根拠	・既存施設改良の効果による便益:25億円 ・支払い意志額:330円/世帯/月【498,765世帯】								
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	—	総費用	—	—	—	—	—
	事後	総便益	25	総費用	10	2.5	15	8.2	平成29年度
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成29年度						
	B:総便益 (億円)	25	C:総費用(億円)	10	全体B/C	2.5	B-C	15	EIRR (%) 8.2
事業の効果 の発現状況	・ポンプ設備の改良により、低水位での連続運転が可能となったため、最低水位(Y.P+8.5m)から干し上げ水位(Y.P+8.3m)への移行にかかる時間が減少した。 ・谷田川分離施設の嵩上げにより、分離施設を越流する頻度が減少し、水位回復期の貯水池への円滑な取水が可能となった。 ・これらの整備により、干し上げ日数を長く確保することが可能となった。								
事業実施に よる環境の 変化	・平成16年2月より実施している干し上げの効果として、カビ臭原因物質である2-MIBの水中濃度が低下しており、100ng/Lを超えるカビ臭の発生頻度は大きく減少している。 ・本事業において、施設を改良した事により、干し上げをより効率的に実施出来る事により、2-MIB濃度の低減に寄与しているものと考えられる。								
社会経済情 勢等の変化	・隣接自治体(栃木市、小山市、古河市、野木町、板倉町、加須市)の人口は平成7年度～28年度の間(事業期間は平成17年度～24年度)、概ね62万人程度を維持している。 ・渡良瀬貯水池及びその周辺の年間利用者数は、東日本大震災の影響を受けた平成23年度を除き、近10ヶ年で概ね増加傾向にあり、近年は100万人を超えている。								
今後の事後 評価の必要 性	・本事業により、カビ臭発生抑制を目的とした、干し上げに係る円滑な水位操作及び干し上げ後の安定した水位回復・水運用が可能となっている。 ・よって、「利根川総合水系環境整備事業(渡良瀬遊水池)」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。								
改善措置の 必要性	・本事業により、カビ臭発生抑制を目的とした、干し上げに係る円滑な水位操作及び干し上げ後の安定した水位回復・水運用が可能となっている。 ・よって、「利根川総合水系環境整備事業(渡良瀬遊水池)」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。								
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。								
対応方針	対応なし								
対応方針理 由	「利根川総合水系環境整備事業(渡良瀬遊水池)」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性はないと判断される。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【26回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】(平成29年12月6日開催) 本事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。								

事業位置図



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	利根川総合水系環境整備事業 (利根川河口堰多自然魚道)			担当課 担当課長名	河川管理課 小宮 秀樹	事業 主体	関東地方整備局		
実施箇所	千葉県香取郡東庄町								
該当基準	事業完了後一定期間（５年以内）が経過した事業								
主な事業の 諸元	多自然型（緩勾配形式）の魚道整備								
事業期間	事業採択	平成１９年度	完了	平成２４年度					
総事業費 (億円)	採択時	約2.9			完了時	約2.5			
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> ・利根川河口堰の既設階段式魚道は、遊泳力のあるアユ等を対象とした魚道であり、遊泳力の弱い魚やエビ・カニ類等が遡上困難な状況である。 <達成すべき目標> ・緩勾配形式の魚道整備を実施することにより、遊泳力の弱い魚やエビ・カニ類等も遡上が可能とする。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する。								
便益の主な 根拠	【内訳】 生物多様性向上や生息環境回復の効果による便益：23億円 【主な根拠】 支払い意思額：346円/世帯/月 受益世帯数：18,372世帯								
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR（％）	基準年
	当初	総便益	11	総費用	3.2	3.4	7.4	15.5	平成19年度
	事後	総便益	23	総費用	3.6	6.4	19.3	27.3	平成29年度
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成２９年度						
	B:総便益 (億円)	23	C:総費用(億円)	3.6	全体B/C	6.4	B-C	19.3	EIRR (％) 27.3
事業の効果 の発現状況	■平成２２年から平成２９年にかけて定置網による捕獲調査を実施。 ■整備前の階段式魚道での指標種の捕獲数は少ない。多自然魚道が新設整備されたことにより、１０倍以上の指標種を捕獲。 ■整備前の階段式魚道での指標種の捕獲種数は、調査年によってばらつきがあるがが少ない。多自然魚道の整備後は、平成２２年には３種、２３年・２４年に５種、２９年は６種と年々捕獲種数が増加。通算で指標種８種のうち６種を捕獲。※ ※未確認はカワヤツメとウツセミカジカ・カワヤツメは利根川が太平洋側の南限の分布域で、平成5年以降捕獲例がない。 ・ウツセミカジカは、回遊型のカジカ類で河川下流域を生息域とする種であるが、利根川では平成10年以降捕獲されていない。 ・多自然魚道の設計に当たっては、これら近年確認が少ない魚種の回復を念頭にしているため、指標種に含めている。 ■以上より本事業の目的は達成されていると考える。								
事業実施による環境 の変化	■多様な魚種の遡上 ・調査期間内では定置網にかからずに魚道に滞留する魚種や魚道脇にエビ・カニ類が多数目視で観測されており、調査時に捕獲された捕獲種・捕獲数より多くの種が多自然魚道を利用している。 ・捕獲調査の結果、多自然魚道整備後の指標種の捕獲数は１０倍以上、種類数も増加する傾向にあり、利根川における生物多様性が向上している。 ■自然環境の維持 ・河川水辺の国勢調査においても、周辺の自然環境の変化は確認されておらず、ヨシ原等の良好な自然環境を維持していると考えられる。								
社会経済情 勢等の変化	■平成２２年の再評価時点と比べて、河川敷地の利用状況や背後地の土地利用など、地域の社会情勢等に変化は見られない。								
今後の事後 評価の必要 性	■河口部における多自然魚道の設置 ・利根川の河口部において多自然魚道を整備したことにより、当初目的である遊泳力の弱い魚やエビ・カニ類等の遡上・降下環境の回復、生物多様性向上に貢献しています。 ・この事業で得られた魚道設計等に関する知見は、他の河川の河口部に同様な魚道を設置する際の指標とすることが出来ます。								
改善措置の 必要性	■事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への大きな影響も見られないため、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められません。								
同種事業の 計画・調査 のあり方や 事業評価手 法の見直し の必要性	■事後評価の結果、同種同事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性はないと思われます。								
対応方針	■対応無し								
対応方針理 由	■事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への大きな影響も見られないため、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【２６回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】（平成29年12月6日開催） 本事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。								

事業位置図



＜完了後の事後評価＞

事業名 (箇所名)	利根川総合水系環境整備事業(蘭原ダム)			担当課	関東地方整備局河川管理課			事業 主体	関東地方整備局		
				担当課長名	小宮 秀樹						
実施箇所	群馬県沼田市利根町蘭原										
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業										
主な事業の諸元	盛土によるかさ上げ、護岸整備、平場整備										
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成24年度							
総事業費(億円)	採択時	—			完了時	約2.5					
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・蘭原ダムは昭和50年代に湖面およびダム湖周辺の利活用を目的に広場等の環境整備がなされ、利用者の増加による地域活性化に寄与してきたが、平成に入ると更なるレジャー利用が促進され、ダムの水位が高い時期には駐車できる広場がなくなり周辺道路への駐車が増加したことから、ダムの巡視や流木撤去など維持管理に支障が生じるとともに、迷惑駐車により周辺住民からも苦情が生じていた。 ・このような背景のもと、平成15年度には地元利根村(現沼田市)の周辺住民とともに、豊かな緑と水に育まれ、魅力ある水源地域の実現を目指した「蘭原ダム水源地域ビジョン」が検討され、その一環として利根川総合水系環境整備事業(蘭原ダム)を平成19年度より実施することとなった。 ・環境整備事業は、蘭原ダムを既存観光資源として地域活性化に活かしつつ、適正な湖面利用の拠点整備とダムの維持管理性向上を目的とした。 ＜達成すべき目標＞ ・ダム周辺空間の利用環境・安全性の向上と促進 ・流木処理等のダムの維持管理性の向上 ＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する。										
便益の主な根拠	・施設整備の効果による便益：9.4億円 ・蘭原ダム環境整備事業に対する支払い意思額：85円/世帯/月、受益世帯数：38,733世帯										
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年		
	当初	総便益	—	総費用	—	—	—	—	—		
	事後	総便益	9.4	総費用	3.4	2.8	6.0	8.3	平成29年度		
事業全体の投資効率性	基準年度		平成29年								
	B:総便益(億円)		9.4	C:総費用(億円)		3.4	全体B/C	2.8	B-C	6.0	EIRR(%)
事業の効果の発現状況	平場を使用した駐車スペースの確保により、湖面利用者による迷惑駐車が解消され、適正な湖面利用が促進されている。また、進入路の迷惑駐車も解消され、ダム巡視などにおける障害もなくなるとともに、ダム湖満水位時でも流木処理が可能になり、適切なダム管理が実施できるようになった。さらに老神温泉観光協会等がウォーキングイベントを開催するなど地域のイベントや防災活動に利用され、水源地域活性化や地域活動に寄与している。										
事業実施による環境の変化	事業実施による周辺環境の影響など、大きな環境変化は見られていない。										
社会経済情勢等の変化	・蘭原ダム近傍の老神温泉の入込客数は近年わずかながらも増加傾向にあり、景勝地の吹割の滝をはじめ、迦葉山(かしょうざん)の大開帳や戦国大名真田氏ゆかりの地として注目されていることが要因の一つと考えられる。 ・蘭原ダムのダムカード配布数は平成28年度では年間約4千枚と増加傾向にある。										
今後の事後評価の必要性	本事業により、蘭原ダムの維持管理が効率的に行えるとともに、ダム貯水池の適正な利用の促進につながり、地域連携の場として活用されている。よって、本事業は目的を果たしているものと判断し、事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価の必要性はないと考えている。										
改善措置の必要性	本事業により、蘭原ダムの維持管理が効率的に行えるとともに、ダム貯水池の適正な利用の促進につながり、地域連携の場として活用されている。よって、本事業は目的を果たしているものと判断し、事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要性はないと考えている。										
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。										
対応方針	対応なし										
対応方針理由	本事業は目的を果たしているものと判断し、事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。										
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ 【第26回関東地方ダム等管理フォローアップ委員会】(平成29年12月6日開催) 本事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性は認められない。										

事業位置図



＜完了後の事後評価＞

事業名 (箇所名)	大滝ダム建設事業			担当課	河川部 河川管理課		事業 主体	近畿地方整備局					
実施箇所	奈良県吉野郡川上村												
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業												
主な事業の 諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=100.0m 堤頂長L=315.0m ・総貯水容量 84,000千m3 有効貯水容量 76,000千m3												
事業期間	事業採択		昭和37年度		完了		平成24年度						
総事業費(億円)	採択時		約230			完了時		約3,640					
目的・必要性	【解決すべき課題・背景】 ・昭和34年9月の伊勢湾台風では死傷者71名、家屋の全半壊347戸、床上浸水3180戸、床下浸水1917戸等の甚大な被害が発生しているほか、昭和57年、平成2年などに浸水被害が発生している。 【達成すべき目標】 ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、工業用水の供給、発電 【政策体系上の位置付け】 ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
便益の主な 根拠	・年平均浸水軽減戸数: 平成25年～平成50年 1,830戸、平成51年～平成74年 1,998戸 ・年平均浸水軽減面積: 平成25年～平成50年 395ha、平成51年～平成74年 284ha ・年平均被害軽減期待額: 平成25年～平成50年 859.88億円、平成51年～平成74年 793.76億円 ・洪水調節による便益: 2兆2,034億円(B1) ・残存価値: 120億円(B2) ・総便益: 2兆2,154億円(B)												
事業全体の 投資効率性		B:総便益		(億円)		C:総費用		(億円)		B/C	B-C	EIRR (%)	基準年
	当初	総便益		－		総費用		－		－		－	
	事後	総便益		22,154		総費用		8,475		2.6		13,679	6.6 平成29年度
事業全体の 投資効率性	基準年度												
	B:総便益 (億円)		22,154		C:総費用(億円)		8,475		全体B/C 2.6		B-C	13,679	EIRR (%) 6.6
事業の効果 の発現状況	(洪水調節) ・運用開始後(平成25年以降)の4ヶ年で3回の洪水調節を実施した。 ・平成25年9月16日に運用開始後最大流入量2,106m3/sの洪水が発生したが、大滝ダムの洪水調節により、五條地点において約1.0m水位を低減したと推測される。 (利水補給) ・渇水被害が生じた平成14年、平成17年(ダム建設前)と同程度の降水量であった平成25年、平成26年には取水制限は実施されておらず、大滝ダムの利水補給効果があった。 (発電) ・平成25年～28年の年間発生電力量は平均43,000MWh/年であり、約13,000世帯が年間に消費する電力量に相当する。 ・CO2の排出量は、火力発電所の約1/70であり、CO2の削減にも貢献している。												
事業実施に よる環境の 変化	(堆砂) ・大滝ダムの平成28年現在の堆砂量は、5,125千m3であり、堆砂容量(8,000千m3)の約64%となっているが、現状では、全堆砂量、有効容量内堆砂量に著しい増加傾向は見られない。 (水質) ・BOD、CODは、ダム運用開始前後で変化は見られず、富栄養化が進行した状況は確認されない。 ・管理開始以降、有毒・有害なアオコ等の発生は見られず、一時的な淡水赤潮等の着色現象が見られる程度である。 ・アユ等に配慮した取水を行うこととし、アユの生育期である5～9月には、水温16℃以上または流入水温以上を目標とする等の運用を行っている。 ・出水時には選択取水設備により、濁度が低い層から取水する運用を行っている。 (生物) ・魚類のうち下流河川では、砂礫の瀬が減少したことでアカザが減少し、岩盤化した淵が増加したことでカワムツが増加したと考えられる。ダム湖内は、止水域の形成により、流水性魚類の出現が減少し、オオクチバスが確認されるようになった(湛水前からダム上流域は出現していた)。今後、オオクチバスの出現状況に留意が必要である。流入河川は、アブラハヤ、ムギツク、アユが上流河川で確認されておらず、堤体の存在により上下流の移動の制限が顕在化している可能性があり、今後の出現状況に留意する。 ・底生動物のうち下流河川では、河床の砂礫が減少したことでヒゲナガカワトビケラ属が減少し、岩表面にも営巣できるシマトビケラ類が増加していた。 ・植物プランクトンのうちダム湖周辺では、止水域の形成による滞留時間の延長に伴い増加したが、顕著な赤潮やアオコは発生していない。 ・ヤマセミやカワガラス等の水辺の陸鳥は、ほとんど変化はなかった。サギ類やシギ類等の浅瀬や水際を利用する水鳥は減少している。												
社会経済情 勢等の変化	・水源地域である川上村の人口は減少傾向かつ、高齢化の傾向が見られる。 ・大滝ダム・学べる防災ステーションへの来場者数は、大滝ダム運用開始後、年間3万人を超えている。 ・ダム見学新聞コンクリートの応募は、平成28年には18校1,020人に、大滝ダムのダムカードの発行は平成28年で2,314枚と枚数は年々増加傾向にある。 ・大滝ダムでは、毎年「大滝ダム体験ツアー」を開催しており、また、地元地域と連携してさまざまなイベントの場として利用されている。												
今後の事後 評価の必要 性	・「大滝ダム建設事業」の事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への大きな影響も見られないことから、改めて事後評価の必要性はない。												
改善措置の 必要性	・現時点では、「大滝ダム建設事業」に対する改善措置の必要性はない。												
同種事業の 計画、調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・特になし												
対応方針	・対応なし												
対応方針理 由	・事業効果の発現状況など総合的に判断された。												
その他	＜第三者委員会の意見・反映内容＞ 【平成29年度近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会(H29.12.18開催)】 ・事業効果の発現が確認されており、今後の事業評価及び改善措置の必要性なしで了承された。												

大滝ダム事業箇所位置図



紀の川流域
(流域面積 1,750km²)



貯水池容量配分図

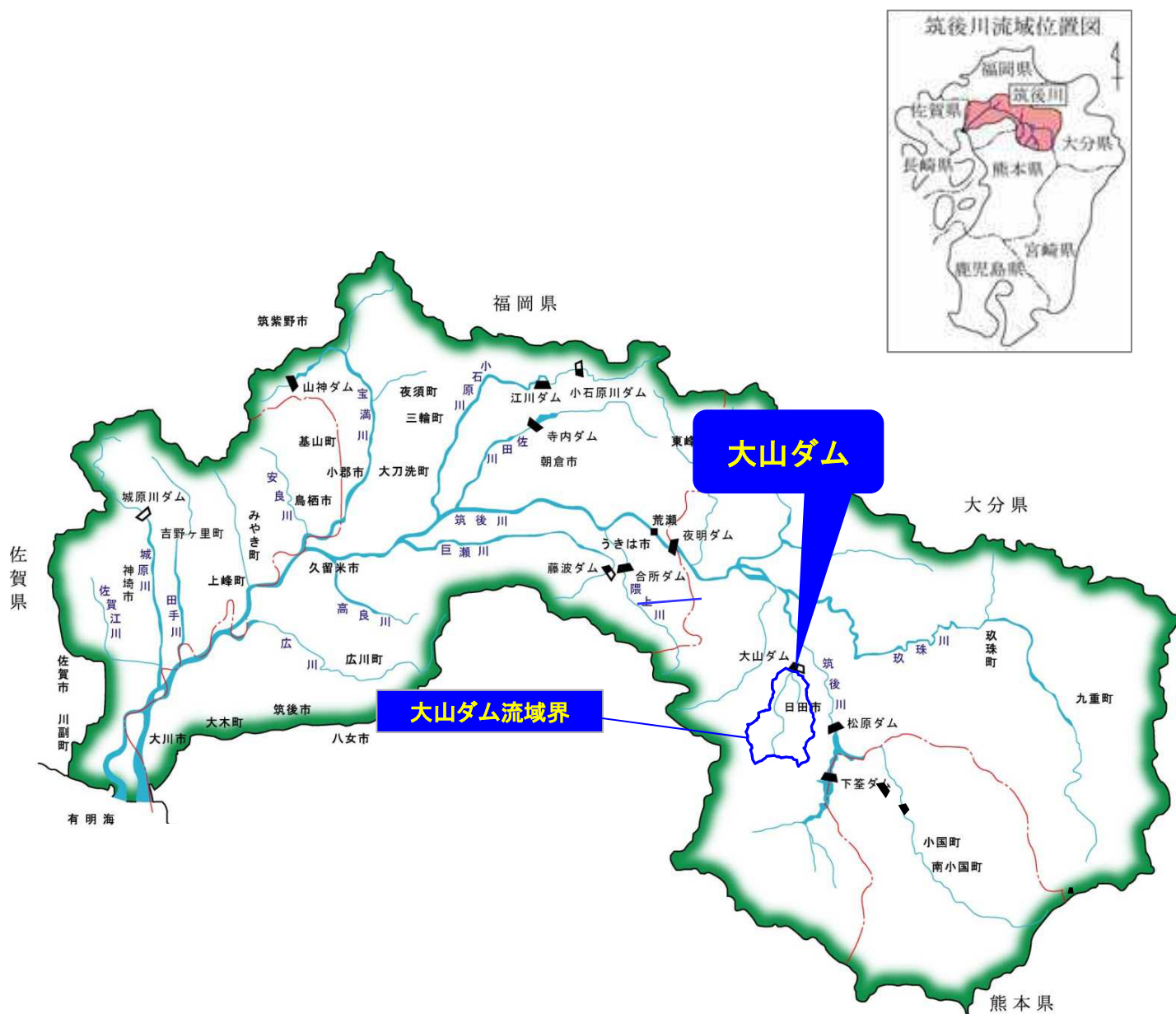
【諸元】

- ・ 型式 重力式コンクリートダム
- ・ 堤高 100m
- ・ 堤頂長 315m
- ・ 流域面積 258km²
- ・ 湛水面積 244.0 ha
- ・ 総貯水容量 84,000 千 m³

<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	大山ダム建設事業			担当課	河川部 河川管理課		事業 主体	独立行政法人水資源機構		
				担当課長名	鬼塚 英文					
実施箇所	大分県日田市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の 諸元	重力式コンクリートダム H=94m 総貯水容量19,600千m3 有効貯水容量18,000千m3									
事業期間	事業採択	昭和63年度	完了	平成24年度						
総事業費(億 円)	採択時	約625		完了時	約1,045					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年6月洪水において、死者147名、流出全半壊12,801戸、床上浸水49,201戸、床下浸水46,323戸の甚大な被害が発生し、近年でも平成2年7月洪水において、家屋浸水、平成24年7月洪水において、家屋浸水、死者1名の被害が発生した。 <達成すべき目標> ・洪水調節：大山ダム地点において、計画高水流量690m3/sのうち、570m3/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：既得用水の安定化のため必要と認められる場合、大山ダムにおいて0.8m3/sを補給する。 ・水道用水：久留米市瀬ノ下地点において新たに1.31m3/sの水道用水を開発し、福岡県南広域水道企業団に0.707m3/s、福岡地区水道企業団に0.603m3 /sの水道用水を補給する。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数：1800戸 年平均浸水軽減面積：540ha									
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	－	総費用	－	－	－	－		
	事後	総便益	1,649	総費用	1,189	1.4	460	7.7	平成29年度	
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成29年度							
	B:総便益 (億円)	1,649	C:総費用(億円)	1,189	全体B/C	1.4	B-C	460	EIRR (%) 7.7	
事業の効果 の発現状況	(洪水調節) ・大山ダム試験湛水中に発生した平成24年7月14日出水では、ダム下流の川平橋において約2.5mの水位低減効果があったものと推定される。 (流水の正常な機能の維持) ・大山ダムの補給により河川環境の保全に寄与している。 (水道用水) ・大山ダムの補給により福岡県南広域水道企業団および福岡地区水道企業団に水道用水の安定供給が行われている。									
事業実施に よる環境の 変化	(堆砂) ・大山ダムの平成28年度時点の総堆砂量は約108千m3であり、計画堆砂量(1,600千m3)に対する堆砂率は約6.8%である。 (水質) ・大山ダム貯水池内の水質は環境基準を満足し、下流河川へ長期間影響を与えるような水質障害は発生していない。 (生物) ・大山ダム周辺ではプチサンショウウオ等重要種が確認され、その他の生物についてはダム管理開始以降、生息状況に大きな変化は見られない。									
社会経済情 勢等の変化	・大山ダム周辺に観光施設が整備され、大山ダム周辺における活動の中心となっている。 ・大山ダム周辺で行われるイベントにあわせてライトアップ等をおこない、年間多くの見学者が訪れている。									
今後の事後 評価の必要 性	大山ダム建設事業は効果を発現していると判断されるため、今後事後評価を実施する必要はない。									
改善措置の 必要性	・事業効果の発現が確認され、現時点において環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はない。									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・見直しの必要性はない。									
対応方針	・対応なし									
対応方針理 由	・事業効果の発現状況など総合的に判断された。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 【平成29年度九州地方ダム等管理フォローアップ委員会(H29.12.5開催)】 ・事業の効果は十分に発揮されており、今後事業評価及び改善措置の必要性無しで了承された。									

大山ダム建設事業箇所位置図



《諸元》

堤高:94(m)

堤頂長:370(m)

流域面積:33.6(km²)

湛水面積:0.6(km²)

総貯水容量:19,600(千m³)